

生物多様性の保全、ネイチャーポジティブの対策強化を求める意見書

地球上には無数の生態系が存在し、様々な環境を安定させる基盤となっており、我々の生活は生物多様性、自然資本なしに成り立ちません。しかし、近年、これまでにない速度で生物多様性が失われているにもかかわらず、その損失はイメージしづらく、危機意識が広く共有されているとは言えません。

昨年12月には、生物多様性条約締約国会議、COP15が開催され、2030年までに生物多様性を回復軌道に乗せる、ネイチャーポジティブという新たな世界目標が採択されました。今こそ、私たちの経済・社会活動の基盤となっている生物多様性を持続可能なものにしていくために、ネイチャーポジティブの実現が不可欠です。

我が国でも、この新目標に対応した生物多様性国家戦略を策定し、全省庁が協力して国際社会をリードするため、ネイチャーポジティブの実現に向けた取組を進めようとしていますが、その主体は、地域であり地方自治体であると考えます。

よって、政府は、生物多様性の損失を食い止め、ネイチャーポジティブの実現のため、下記の措置を講じるよう強く求めます。

記

1. 脱炭素関連の予算増額だけでなく、生物多様性関連の予算についても必要な額を確保し、生物多様性に対する社会全体の認識を高めていくこと。
2. 30 by 30の実現に向けて、国立公園、国定公園等の保護地域の拡張や、OECM認定の推進等、地域との連携の下、取組を加速化すること。
3. 全ての子どもたちが自然に触れ合う機会を創出するため、環境教育や自然保護を推進する地域の人材育成を支援し、NGO等とも連携し、学校・園庭ビオトープの普及についても促進すること。
4. 地域におけるサーキュラーエコノミー分野におけるバイオマスの持続可能性に係る取組、製品のライフサイクル全般での環境負荷低減等の取組を支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年6月29日

枚方市議会議長 藤田 幸久

〈提出先〉

財務大臣

文部科学大臣

環境大臣